

## 議案第4号

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## 京田辺市条例第 号

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年京田辺市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項中「生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、医療保険給付関係情報（法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）、介護保険給付等関係情報（法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）又は年金給付関係情報（法別表第2に規定する年金給付関係情報をいう。以下同じ。）」を「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第

192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))に改め、同表2の項中「地方税関係情報(法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。))」を「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。))」に、「児童手当関係情報(法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。))」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」に、「障害者自立支援給付関係情報(法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。)又は障害者関係情報(法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。))」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。))」に改め、同表3の項中「、年金給付関係情報」を削り、「中国残留邦人等支援給付関係情報(法別表第2に規定する中国残留邦人等支援給付関係情報をいう。)、住民票関係情報(法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。))」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))」に改め、同表4の項中「、」を「又は」に改め、「又は年金給付関係情報」を削り、同表7の項中「、年金給付関係情報」を削り、同表9の項

中「法別表第2の26の部に掲げる特定個人情報」を「2の項特定個人情報の欄に掲げる情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>—</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>	<p>法改正に伴う字句の整理等</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「<u>生活保護関係情報</u>」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第12</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「 <u>生活保護関係情報</u> 」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td><u>生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）</u>、<u>医療保険給付関係情報（法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）</u>、<u>介護保険給付等関係情報（法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）</u>又は<u>年金給付関係情報（法別表第2に規定する年金給付関係情報をい</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）</u> 、 <u>医療保険給付関係情報（法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）</u> 、 <u>介護保険給付等関係情報（法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）</u> 又は <u>年金給付関係情報（法別表第2に規定する年金給付関係情報をい</u>	
機関	事務	特定個人情報												
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「 <u>生活保護関係情報</u> 」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第12												
機関	事務	特定個人情報												
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）</u> 、 <u>医療保険給付関係情報（法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）</u> 、 <u>介護保険給付等関係情報（法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）</u> 又は <u>年金給付関係情報（法別表第2に規定する年金給付関係情報をい</u>												

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
		8号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。 )若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの			う。以下同じ。)であって規則で定めるもの	
2	市長 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は児童福祉法(昭	2	市長 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	地方税関係情報(法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報(法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報(法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。)又は障害者関係情報(法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。)	

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
		和22年法律第164号)による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)				
3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)</u> 、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は国民年金法(昭和34年法律第141号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)</u> 、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は国民年金法(昭和34年法律第141号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等関係情報、 <u>年金給付関係情報</u> 、生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付関係情報(法別表第2に規定する中国残留邦人等支援給付関係情報をいう。)</u> 、 <u>住民票関係情報(法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)</u> 、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は国民年金法(昭和34年法律第141号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由		
4	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	の 地方税関係情報又は住民票関係情報	4	市長		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報又は年金給付関係情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7	市長	老人若しくは重度心身障害者又はひとり親家庭の児童及びその親に対する医療費又は健康管理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの	7	市長	老人若しくは重度心身障害者又はひとり親家庭の児童及びその親に対する医療費又は健康管理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
9	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	2の項特定個人情報の欄に掲げる情報	9	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の部に掲げる特定個人情報	